

内子の宿 約款

《適用範囲》

第1条

当宿が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

当宿が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

《宿泊契約の申込み》

第2条

1. 当宿に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当宿に申し出ていただきます。

・ 宿泊者名・連絡先・宿泊日及び到着予定時刻・宿泊料金・その他当宿が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に宿泊日を超えて宿泊日の継続を申し入れた場合、当宿は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

《宿泊契約の成立等》

第3条

1. 宿泊契約は、当宿が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当宿が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当宿が定める申込金を、当宿が指定する日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当宿が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当宿がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

《宿泊契約締結の拒否》

第5条

当宿は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

・ 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

・ 満室（員）により客室の余裕がないとき。

・ 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

・ 宿泊しようとする者が、次のイからホに該当すると認められるとき。

イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき又は法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

ロ. 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

ハ. 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

ニ. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

ホ. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

《宿泊客の契約解除権》

第6条

宿泊客は、当宿に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

当宿は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

当宿は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を5時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当宿は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条の規定により当宿が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当宿が第4条の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当宿が宿泊客に告知したときに限ります。

《当宿の宿泊契約解除権》

第7条

当宿は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき又は法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

ロ. 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

ハ. 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

ニ. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

ホ. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき

ヘ. 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当宿が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき

当宿が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

《宿泊の登録》

第8条

宿泊客は、宿泊日当日、当宿のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- ・ 宿泊客の氏名、年令、性別、住所(及び職業)
- ・ 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- ・ 出発日及び出発予定時刻
- ・ その他当宿が必要と認める事項

宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

《客室の使用時間》

第 9 条

宿泊客が当宿の客室を使用できる時間は、原則午後 2 時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

当宿は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過 2 時間までは、室料金の 3 分の 1
- (2) 超過 4 時間までは、室料金の 2 分の 1
- (3) 超過 4 時間以上は、室料金の全額

《利用規則の遵守》

第 10 条

宿泊客は、当宿内においては、当宿が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

《営業時間》

第 11 条

当宿の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

- ・フロントサービス：21 時 00 分まで
- ・電話対応：随時
- ・朝食：7 時 00 分～9 時 00 分

前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

《料金の支払い》

第 12 条

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当宿が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当宿が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

当宿が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

《当宿の責任》

第 13 条

当宿は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当宿の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

当宿は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

当宿は、消防機関が交付する適マークの対象外施設(2 階以下又は収容人員が 30 人未満)ではありますが、防災施設の整備に努めるほか、万一の火災等に対処するため旅館賠償責任保険に加入しております。

《契約した客室の提供ができないときの取扱い》

第 14 条

当宿は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

当宿は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当宿の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

《寄託物等の取扱い》

第 15 条

宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当宿は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当宿がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、その限りではありません。

宿泊客が、当宿内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当宿の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当宿は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったもの又はその証明が出来ないものについてはその限りではありません。

《宿泊客の手荷物又は携帯品の保管》

第 16 条

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当宿に到着した場合は、その到着前に当宿が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当宿に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当宿は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当宿の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

《駐車場の責任》

第 17 条

宿泊客が当宿の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当宿は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当宿の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

《宿泊客の責任》

第 18 条

宿泊客の故意又は過失により当宿が損害を被ったときは、当該宿泊客は当宿に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1 宿泊料金等の内訳(第 2 条及び第 12 条関係)

	内容	
宿泊者が支払うべき総額	宿泊料金	①宿泊基本料(室料)
	追加料金	②飲食代及びその他の利用料金
	税金	イ 消費税

備考 基本料金はフロントに提示する料金表によります

別表第 2 違約金(第 5 条関係)・・・旅館用

	契約解除の通知を受けた日				
	不泊	当日	前日	2～3 日前	4～14 日前
一人当たりの料金	100%	100%	100%	80%	30%

〈ご注意〉％は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

直前キャンセル、当日キャンセルが過去多発しているお客様は、他のお客様のご予約を優先する場合もございますのでご了承ください。

契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分(初日)の違約金を収受します。

同一人物による複数館、複数日の仮押さえが発覚した際にはご予約をお断りすることもございます。